

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」及び
具体的な整備内容シート（第1稿）についてのご意見（住民参加部会）

- 1 第3回住民参加部会（2003.4.11開催）以降、提出された意見 …………… 2
○提出意見内容：3と同じ（ただし、説明資料（第1稿）検討の論点に関する意見を含む）
- 2 第3回住民参加部会（2003.4.11開催）までに提出された意見 …………… 5
○提出意見内容：3と同じ
- 3 第2回住民参加部会（2003.3.27開催）までに提出された意見 …………… 14

○提出意見内容

下記の分担に従い、説明資料（第1稿）に対する「この事項、内容について、このような記述追加または検討が必要」「このように変更した方が良い」などの意見を提出頂いた。

担当以外の部分についても意見があれば提出いただく。

<意見提出分担>

計画策定・推進（p.3～ 4.1 及び 5.1）：全ての委員

河川環境（p.4～ 4.2 及び 5.2）：松本委員、塚本委員、小竹委員、本多委員

治水・防災（p.11～ 4.3 及び 5.3）：畑委員、川上委員、本多委員

利水（p.22～ 4.4 及び 5.4）：荻野委員、寺田委員、本多委員

利用（p.23～ 4.5 及び 5.5）：山村委員、村上委員、米山委員、本多委員

ダム（p.26～ 4.6 及び 5.6）：田中（真）委員、本多委員、藤井委員

1 第3回住民参加部会（2003.4.11開催）以降、提出された意見

送信者：	藤井委員（住民参加部会）
------	--------------

資料2 - 1

（2）環境分野

琵琶湖周辺で、産・官・学・民連携成功事例の一つに「豊穰の郷 赤野井湾流域協議会」がある。

住民との連携、情報、環境学習等の具体的カタチが見られるはず。

新たな協議会を創設するのではなく、住民イニシアティブの既存の組織を自治体・関係省庁がどうサポートできるのかという主・従（サポート）の関係性を明確にした既存組織を生かす方策にすべきである。

（6）ダム

対象地域の sustainable design ともいべき食べていける経済構造の議論を並行して行う必要がある。たとえば、バイオマスの供給源と明確に本質エネルギーの位置づけをし、森林の多面的機能に着目し、経済的に成りたつしくみ、など。

送信者：	松本委員（住民参加部会）
------	--------------

1 . P.4 4 - 2 河川環境 最後に追加

その際，地域住民・団体の計画段階からの意見反映及び協同を可能な限り考慮する。

（時間の関係で表現がこの内容でよいか，この箇所に入れるのが 最適か等十分には検討できていません）

2 . P.12

5 . 3 . 1 洪水 洪水情報伝達 ・自治体への支援 地域防災計画への反映

<留意点>

ここでのハザードマップについては、破堤時と越水時の浸水範囲・状況を分けて知らせる必要があります。

送信者：	米山委員（住民参加部会）
------	--------------

4.5.1 水面

4.5.2 河川敷

4.5.3 舟運 について、順不同

- 1 水上オートバイ、プレジャーボートの規制を強化することです。
- 2 河川敷については、長期的には堤内に出すとしても、現状では市民のグラウンドその他の利用の要求に応じてゆくことが重要です。
- 3 ホームレスの滞留などに確実な対策を関係機関・部局と共働して確立する必要があります。
- 4 舟運の復活は望ましいことです。閘門の活用もふくめて検討を望みます。

2 第3回住民参加部会（2003.4.11開催）までに提出された意見

送信者：	川上委員（住民参加部会）
------	--------------

河川法の矛盾

河川整備基本方針を審議する社会資本整備審議会、もしくは河川審議会（都道府県）は学識者等で構成され、住民参加が認められていない。

1．河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

流域と河川の概要

河川の総合的な保全と利用に関する基本事項

基本高水並びにその河道および洪水調節施設への配分に関する事項

2．河川整備の基本となるべき事項

主要な地点における計画高水流量に関する事項

主要な地点における計画高水流量および計画横断形状に関わる川幅に関する事項

主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

過大又は過少との議論に住民の意見を反映する余地がない

過大な高水流量 過大な治水対策

過少な高水流量 超過洪水のリスク

送信者：	小竹委員（住民参加部会）
------	--------------

提言

住民の参加を目標にして審議を推める場合に、お互いの信頼と努力・話し合いが必要で一朝一夕に物事がおさまるものでない。

そのためにも年余に渡る平素の人的交流、異業種交流の場がなければならない。

委員もそれぞれ精通した地域を担当して進めるべきだと考えるが、お互いの合意にはむづかしさを感じる。

提案

淀川下流の河口～毛馬大堰を対象とした汽水域で大阪湾の矢倉海岸・神崎川那部河口から毛馬大堰、鳥飼大橋、城北公園にまたがる地域で大阪市西淀川区、淀川区、東淀川区の右岸をモデルとして提案してみる。

人口は約 50万人であり、大変でもあるが、先ずあげるのが淀川レンジャーであり、それに供なう地域流域センター設立の計画準備実行案である。つづくのが防災、高水敷の利用、スポーツ施設の問題である。

[淀川（防災）レンジャーを立ち上げるにあたって住民参加のありかた（治山、治水、利用、ダム環境委員会とも重なる）]

関係団体、自治体、行政、他省庁との連携を汽水域を中心に実行案として述べてみる。

シンポジウムの対象にA～Iがある。

- A 国土交通省、環境庁、文部科学省、厚生労働省、農水省、総務省、自治省、自衛隊、大阪府警
- B 大阪府・大阪市各部局、教育委員会、西淀川・淀川・東淀川・城東・旭・都島・大淀・福島・北・西
中央・此花・港区役所、学校関係、高・中・小・幼・予備校
- C 消防、救急、病院、診療所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、保健所
- D 民間団体、会社
関西電力、大阪ガス、上下水道、武田薬品、藤沢薬品、田辺製薬
- E 交通関係
JR西日本・東海・貨物、阪急・阪神・近鉄、地下鉄（市）交通局、道路公団、バス・タクシー協会、物流・宅配、郵政公社
- F 報道、新聞、通信、電話、衛星関係、テレビ・ラジオ
- G 住民、商店街、婦人部、社会福祉協議会、飲食組合
- H ザ・淀川（公報）9万部 36万部 = 45万部
コミュニティ誌約30頁字、各世代に無料で配布
- I その他
花火大会（60万人）、イベント、凧あげ、模型飛行機、つり

平素から以上A B C D E F G H Iグループとの話し合いが大切で、理解、了解、説明、説得、通達と相互の協力が必要である。又イベント等の開催を通しての友情・友愛殊に信頼である。これらがハザードマップ、避難誘導、防犯、事故防止対策、清掃活動、非常物資の揚陸作業等に役立つと云える。

仮称：A 流域レンジャー防災センター

B 淀川レンジャー十三流域センター

C 淀川レンジャー汽水域流域センター

当初は、N . P . Aとして立ち上げる。

淀川ネイチャークラブ、十三あたりわてらの集い、淀の会、地域青少年団、婦人部、各種スポーツ団体、商店街、若旦那

基地として A 大阪府立北野高等学校旧校会

B 大阪市立木川南小学校の敷地建物を対象とする

理由：淀川河川近く、展開し易い場所、大阪府・大阪市教育委員会の了解も得易い、既に担当窓口人事も定められている

流域センター設置予定地 約 15ヶ所

名張地区、今津（北湖）、長浜・彦根、日吉・亀岡地区、木津地区、南郷・大津、宇治地区、びわ湖大橋、嵐山地区、三川合流、三川合流（大山崎）、三川合流、枚方本部（長柄大堰、鳥飼大橋、城北地区）、鴨川（京都市内）、十三淀川地区（汽水域）=モデル

流域センター

定員の規模と何の程度の人員にするか

巡察、監視、管理、当直、日直、防犯、防災、誘導、観察、救急、事故処理、救助、教育、資材調達、保管、連絡

他地区への出勤、応援、交代要員の確保、隊員の平均比率、男女比率をどうするか

その他雑感

1. 教育関係

レンジャー部隊としての体力的要素が必要である。

10種競技（飛び、投げる、走る、背負う、泳ぐ、潜る、遠泳、登る、各種スポーツ）体カテスト

2. 高水敷のスポーツ、グラウンド、ピオトープ

汽水域では上流部と違った考えも必要である。

3. 流域センターの内部に博物館的要素を入れる。

地域的に別の建物でも良い（地域活性化も兼ねて）

世界の橋梁博物館

干潟の生物博物館

水の結晶博物館、図書館

4. 淀川、本流に流れ込む（地点での）河川の 未知なる農薬（500種）の混入

汚染の状況を 24時間体制で測定する水質研究所

5. 各河川から大阪湾に排出された汚染水が（大川、神崎川等）

淀川の毛馬大堰までどの程度の濃度で満潮の時に逆流してくるかである。人工衛星の活用が必要となる。

汽水域におこりうる、又関連することからを思いつくままに順不同に列挙してみる。

1. 台風、高潮

2. 地震、津波

3. 洪水、破堤、溢水

4. 下水道からの出水

5. 停電による排水障害

6. 部分的狭窄、ゴミ等による閉塞、排水障害

7. 上水道、高度処理地域へのテロ事件対策

8. 化学薬品、農薬等の流入

9. 高齢者、障害者の避難、中でも視力障害者、聴力障害者、発語障害者が外見的にわからない場合で問題が出る。

10. 高水敷の利用問題、時間的、空間的、季節的配分、住み分け

11. 教育との関係、環境、野鳥観察、水辺遊び

12. 舟運、遊覧船の問題、非常物資、救援物資の揚陸場

13. 水門開閉の時間、作動難易度

14. 出勤人員の配慮、確保

15. 夜間人口と昼間人口の比率

16. 流域センターの設置場所 何処に、どの程度の規模にするか具体的に

17. 給食設備

18. 非常物資の保管

19. 無線設備、光ファイバー

20. 人工衛星との関係
21. 自家発電、太陽・ソーラーシステム
22. 風速計、温度計
23. ヘリポート
24. 物資運搬リスト
25. トラック搬入路の確保、倉庫的要素、配送センターの利用
26. 送水パイプ（火災に対して）
27. 公衆便所（有料）
28. 都会の中での雨水の貯留、不水道水の再環流
29. 街中の清掃運動を河川敷清掃をつなぐ、無くなった真夏の大掃除日の再開願うものである
30. 歴史的遺跡、碑、俳人、歌人、河川功労者（島左近）、十三の渡し跡、大塚の洪水碑等、琵琶湖の感謝碑
31. その他
花火大会（約 60 万人の見物客）、十三河川敷で
駐車場管理：ファミリー広場、イベント公園
環境整備：都会でのスポーツ対応策も
あらゆる面が住み分けが大切である
時間をかけて、お互いの信頼と、話し合いが必要で、一方的な硬い否定の言葉、文章では実らないと云える。
32. 源流：厳重な管理、保存
各個人宅：生活排水の浄化管理
井戸水の測定
村落、町：不完全でも排水浄化の努力、本流への流入河川の境界部 入口 出口・汚染測定
淀川流域にかかる橋梁部を利用したの水質測定

「教育」に関して淀川レンジャー後継者づくり（将来構想）

- 1 . 流域センターに近い特定の地域から選抜する
- 2 . なるべくいざとの時に集まることが出来る居住の範囲で
- 3 . 幼年学校、中・高一環校として育て、将来の防災専門家を育てる
国立公園、環境保護官としての鉄道警察隊的要素も入れる
地方公務員、国家公務員をめざす
さすれば淀川水系流域各地からのすばらしい若者が集まってくれる。大阪府立北野高校のように
スーパー サイエンス スクールの要素を取り入れ
消防隊、救急隊、自衛隊（航空、陸上、海上）救難防災ロボット
商船大学 高速救難艇、大型病院船、10万tクラス洋上大学までつなげればと！！夢物語には終わりたくない。
- 4 . このような専門要員が制度的に育つまでは世話好きの
地域のNPOがカバーし、地域に明るい、役に立つ補助要員として採用する。
高齢者と言えども元気老人は知恵袋としての経験を顧問として生かすべきである。

送信者：	村上委員（住民参加部会）
------	--------------

頁	意見
5. 2. 1	河川形状（環境－1～環境－15） p.5
5. 2. 4	水質（環境－39～40） p.7
5. 2. 6	生態系（環境－52～62） p.8～p.9
	<p><意見：環境-1～15、39、40、52-62></p> <p>環境改善の事業を実施する際、事前調査、事業の計画、事業の実施、事後の評価それぞれのプロセスにおいて、住民の参加の機会を設け、参加意欲のある人に広く機会の存在を知らせること。特に周辺の住民や学校、事業周辺の利用者に対する広報は漏れのないようにすること。それによって河川への関心を高めることにつながり、ひいては河川管理の主体となる住民の育成に役立つ。</p> <p>環境の回復のために実施する事業であっても、必ず住民に対する告知と意見聴取を積極的に行って、よりよいアイデアの発掘や、予期せぬ問題回避をはかる。</p>
5. 2. 4	水質
p.7	<p>(1)下記の事項について、検討・実施する自治体、関係省庁、住民代表から構成される琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討（環境 - 38）</p> <p><意見：環境-38></p> <p>具体的な整備内容の中に、「自治体間、他省庁間の連携プロジェクトの立案、推進」を入れる。いくら調査や啓発をしても、縦割りになっている水利用のシステムや、治水・利水・水質管理がばらばらに行われている河川行政のシステムを変えない限り水質改善は不可能。</p>
5. 2. 6	生態系
p.8	<p>(1)モニタリングの実施及び生態系の評価</p> <p>事業実施前・実施中・実施後における河川環境のモニタリングの実施（環境 - 51）</p> <p><意見：環境-51></p> <p>言葉の使い方の誤り。「事業実施前」は「モニタリング」ではなく「アセスメント」ではないか？</p> <p>「事業実施前の環境調査・評価の方針」について。事業計画が生じた段階で、調査項目の設定を住民参加で行うこと。それに基づいて地域特性と事業特性に関する調査を行い、代替案の検討も住民参加で行う。淀川環境委員会への報告は、それらの議論の成果。（計画アセスから戦略アセスへ）</p> <p>事前調査やモニタリング調査には、積極的に住民の参加機会を設け、住民や子どもの環境学習の機会として活用すること。</p>

頁	意見
5. 2. 7 景観	
p.10	<p>(1)新設・改築する治水施設などにおける周辺の景観との調和の検討と指導の実施（環境 - 65）</p> <p><意見：環境-65> 景観については、単なる「視覚的な景観」としての評価ではなく、人間や生物などの利用の側面からの評価が必要。また、景観の評価は多様である。したがって、景観の改善は国土交通省の価値観だけで進めるのではなく、住民とともに議論する場の設定が必要。</p>
5. 2. 8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工	
p.10	<p>生物の生息・生育環境に関する事前事後調査の実施（環境 - 76）</p> <p><意見：環境-76> 事業計画が生じた段階で、調査項目の設定を住民参加で行うこと。それに基づいて地域特性と事業特性に関する調査を行い、代替案の検討も住民参加で行う。（計画アセスから戦略アセスへ） 事前調査やモニタリング調査には、積極的に住民の参加機会を設け、住民や子どもの環境学習の機会として活用すること。</p>
p.10	<p>生物に配慮した低水護岸工法の採用（環境 - 68）</p> <p><意見 - 環境-68> 免罪符的な生物への「配慮」だけでは不十分。その地域の本来の河川生態系をモデルとした回復の目標を定めて、それに応じた設計が必要。そのためには、事業計画段階での地元の人からの聞き取りや住民参加での討論が必要。</p>
5. 5 利用	
5. 5. 1 水面（利用－5） p.23	
5. 5. 3 舟運（利用－13） p.25	
	<p><意見：利用-5、13> 利用促進の事業であっても、河川環境への悪影響や、他の利用者への悪影響が生じることがあるので、治水事業などと同じように、事前のアセスメント、計画づくりなどへの参加機会を直接関係のない住民にも提供する。</p>

頁	意見
5. 5. 2	河川敷
p.24	<p>2) 遊休施設等の対策</p> <p><u>道路又は鉄道の橋梁、水道管・ガス管その他これらに類する施設、及び水門、樋門又は樋管等で遊休施設については、占有者と協議し除却等を措置。また、河川管理施設等構造令の基準に適合していない施設については占有者と協議し改善（利用 - 7）</u></p> <p><意見：利用-7></p> <p>不要な施設についても、存在していることで問題が起きていないのであれば、放置しておいてもよいのではないか。</p>
	<p>①地域毎に河川利用委員会（仮称）を設置（利用 - 6）</p> <p>○設置単位</p> <p><u>淀川本川、猪名川、宇治川、桂川、木津川下流、瀬田川、木津川上流、野洲川、草津川</u></p> <p><意見：利用-6></p> <p>現時点では「河川利用委員会」の設置は妥当と思われるが、将来的に「河川管理委員会」の設置を念頭におくことを明記してはどうか。環境、教育、保健福祉、農業、近隣住民等、河川にさまざまな関与をしている人同士が河川の利用や管理について協働するきっかけをつくる場が必要。</p>

3 第2回住民参加部会（2003.3.27開催）までに提出された意見

頁	意見	委員名
●全体を通じて		
	<p><意見> 個別事業や工事事務所単位で個々の事例に該当する住民団体、地域組織について具体的名称をあげて流域委員会に確認を求め意見を求めること。</p>	本多
4. 河川整備の方針		
4. 1 計画策定、実施のあり方		
4. 1. 1 対象範囲		
p.3	<p><意見> 計画策定上必要となる整備上の具体例を示す必要があると思います。 (直轄河川あるなしにかかわらず、河川の縦断方向による環境保全にはその連続性が不可欠で言及の例を示す必要)</p>	田中(真)
4. 1. 2 対象期間		
4. 1. 3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携		
p.3	<p>関係省庁、自治体等と連携が必要となる事項については、事前に周到な調整を図るが、その中で明らかになった問題点や課題等については、広く一般に公開して、地域住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供する。 <u>又、情報公開において「意志形成過程」の情報こそが必要であり、情報提供を徹底する。(文言追加)</u></p>	田中(真)
p.3	<p>関係省庁、自治体等と連携が必要となる事項については、事前に周到な調整を図るが、その中で明らかになった問題点や課題等については、広く一般に公開して、地域住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供する。 <u>河川にかかわってくださる市民を増やす取り組み(自然観察会、水と親しむ会、体験会、清掃作業など)を通じて河川への関心を高めていく。(文言追加)</u></p>	本多
4. 2 河川環境		
p.4	<p>また、水、土砂、生物など多様な要素が複雑に依存しながら形成されている河川環境を保全及び再生していくに際しては、常に慎重にモニタリングを行いながら、河川環境の反応を把握してフィードバックをしながら進めることとする。<u>モニタリングは、地域の特性に詳しい地域NGO、住民団体、地域組織などと連携、協働して行い、情報を共有する。(文言追加)</u></p>	本多
4. 2. 1 河川形状		
p.5	<p>縦断方向においては、生物の遡上や降下が容易にできる河川横断工作物の改築・新設を検討する。また、堤内地側の樹林帯については、生物の生息・生育環境、移動区間として重要であることから整備を実施する。<u>検討・実施に当たっては、地域の特性に詳しい住民、地域NGO、住民団体、地域組織などと連携、協働して行い、情報を共有する。(文言追加)</u></p>	本多
4. 2. 6 生態系		

p.8	固有種・在来種・希少種の保護のために、外来種の調査を継続するとともに、その駆除方法について検討する。一方、関係機関や地域住民等と連携しながら外来種対策に関し推進し、啓発活動も実施する。 <u>また、河川環境学習では、自然と触れ合ったり、自然のことを学ぶだけでなく、自分たちが河川とかかわってきた歴史や文化にも触れ、今後自分たちが川とどのようにかかわっていったら良いのかも伝え、学ぶ必要がある。(文言追加)</u>	本多
4. 3 治水・防災		
p.11	破堤による被害の回避を究極的な目標として、そのための施策に最優先で取り組むが、 <u>狭窄部上流の浸水被害、琵琶湖沿岸の浸水被害等の軽減に向けた整備を行う。</u> <u>住民意識の向上を図るため、川と触れ合う機会を作り、河川の現状や課題の理解を広げ、ライフスタイルの中で自らできることを取り組んでもらえるように進める。</u> <u>そのためにライフスタイルの普及や住民自らにできる治水・防水のメニューを検討する場を設ける。</u> 検討の場は、学識経験者だけでなく住民や主婦の参加も求める。(文言追加)	本多
4. 3. 3 地震・津波		
(2) 津波		
p.18	2) 河川内利用者に対する避難のための情報の提供を強化するとともに、沿川住民等に淀川の危険性情報を提供する。 <u>また、住環境を改善することを促進する方策を検討し、沿川住民側の自衛も促す。(文言追加)</u>	本多
4. 3. 4 維持管理等		
(2) 河川管理施設の機能保持		
2) 河川構造物等		
p.19	また、歴史・文化的価値のある河川構造物等は、地域住民と連携して保全し、後世に伝承する。 <u>保全するだけでなく、使用中のものは使用しながら保全することが大切である。</u> <u>何のために保全するののかと言う目標を明確にし、その目標を目指した、取り組みも必要である。(文言追加)</u>	本多
4. 4 利水		
(4) 水需要の抑制		
p.22	利水者、自治体等関係機関、住民と連携して、水需要を抑制するための具体的方策について検討する。 <u>また、その方策を普及啓発するための方法も合わせて検討する。</u> <u>普及に努めるシステムを構築する。</u> <u>ライフスタイルの転換を図るためのメニュー作りを住民や主婦も含めて検討する場を作る。</u> 実施するに当たってはその推進団体(住民の自主的団体)の構築も検討する。(文言追加)	本多
4. 5. 2 河川敷		
(1) 利用		

p.24	<p>しかしながら、一方では、住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する要望が強いため、河川敷の利用については個々の案件毎に、学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等の意見を聴き、判断することとする。</p> <p>河川でしかおこなえない取り組みを積極的に進め、本来あるべき利用を増やし、広げることで利用住民同士が考えあうことが大切である。(文言追加)</p>	本多
4. 6 ダム		
4. 6. 1 ダム計画の方針		
p.26	<p><u>ダムの計画実施について</u></p> <p>この場合の判断決定は第三機関を設置して行う。(民間人参加型) また社会的合意を形成するために住民投票による決定も必要。(文言追加)</p>	田中(真)
4. 6. 2 既設ダム		
p.26	<p>・ダムの役割やダムについて知ってもらう取り組みを強化する。</p> <p>・ダムとしてできる環境対策・環境教育を明らかにし、地域住民、地域組織と連携して取り組む</p> <p>(項目追加)</p>	本多
4. 6. 3 各ダムの整備の方針		
p.27	<p>ダム計画の方針に基づき、各ダム毎に以下の事項を踏まえて計画の内容を見直す。<u>住民団体(NGO、NPOを含む)や地域組織と情報を共有しながら協働して精査、確認、検討をおこなう。また、その結果を広く流域住民に知らせる。(文言挿入)</u></p>	本多
p.27	<p>(1) 大戸川ダム</p> <p>⋮</p> <p>⋮</p> <p>⋮</p> <p><u>ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響が大きいことから自然環境への影響・改善策については、地域の特性に詳しい住民団体(NGO、NPOを含む)や地域組織と検討できる場を持ち自然環境への負荷への改善策をより充実したものにしていく。住民団体(NGO、NPOを含む)や地域組織と情報を共有し、協働して改善策に取り組む。(最終行に文言追加)</u></p>	本多
p.27	<p>ダム計画の方針に基づき、各ダム毎に以下の事項を踏まえて計画の内容を民間参加のダム検討委員会等を設置し、見直す。(文言修正)</p>	田中(真)

5. 具体の整備内容		
5. 1 計画策定・推進		
5. 1. 2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携		
p.3	<p>地域固有の情報や知識に精通した住民団体や地域に密着した組織等から人選し、河川レンジャーとして河川・環境学習の指導等を試行的に依頼。<u>また、河川環境学習を指導する人材の育成に努め幅広く取り組みが進むことを支援する。</u></p> <p><u>河川環境学習は、地域の河川環境とふれあう活動を通じ、地域の住民や子供、環境学習指導者、河川管理者が川の現状や資源など新たな課題に気づく場でもある。</u></p> <p>河川レンジャーの活動拠点として、…</p> <p>(文言挿入)</p>	本多
5. 6. 1 既設ダム		
(4) 下流に急激な水位低下が生じないダムの運用操作の実施		
p.26	(1)下流に急激な水位低 <u>上下</u> が生じないダムの運用操作の実施	田中(真)
(6) ダム湖の水質保全対策		
p.26	<p><u>5)上流からの水質保全の実施</u></p> <p><u>森林管理者や流域住民達などとの協調により河川に流入する汚染、汚濁への対策のシステムをつくる。</u></p> <p>(項目追加)</p>	田中(真)